

船舶事故調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年9月27日 07時03分頃
発生場所	広島県広島港第1区 宇品灯台から真方位050° 1,350m付近 (概位 北緯34°20.9′ 東経132°28.5′)
事故の概要	プレジャーボート大漁丸は、航行中、かき筏に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年10月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 大漁丸、3.4トン HS3-43209（漁船登録番号）、個人所有 第271-35668号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ翼及びシャフトに曲損、船底外板に擦過傷 かき筏 竹材に折損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約3～4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時01分頃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で広島港第1区の係留場所を出航し、広島県江田島市大奈佐美島北方沖の釣り場に向け、約17ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進していた。</p> <p>船長は、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、手動で操舵に当たっていた。本船は、広島県広島市金輪島北方沖に差し掛かった頃、波を受けて船体が小さく動揺し、台の上に置いていた携帯電話が床に落ちた。</p> <p>船長は、船首方にかき筏等の障害物がなかったため、操縦ハンドル（舵の操作を行う装置）を右手で握り、体を左に傾け、下を見ながら左手を伸ばして携帯電話を拾おうとしたが、拾い上げるのに手間取り、約30秒間前方を見ていなかった。（図1参照）</p>

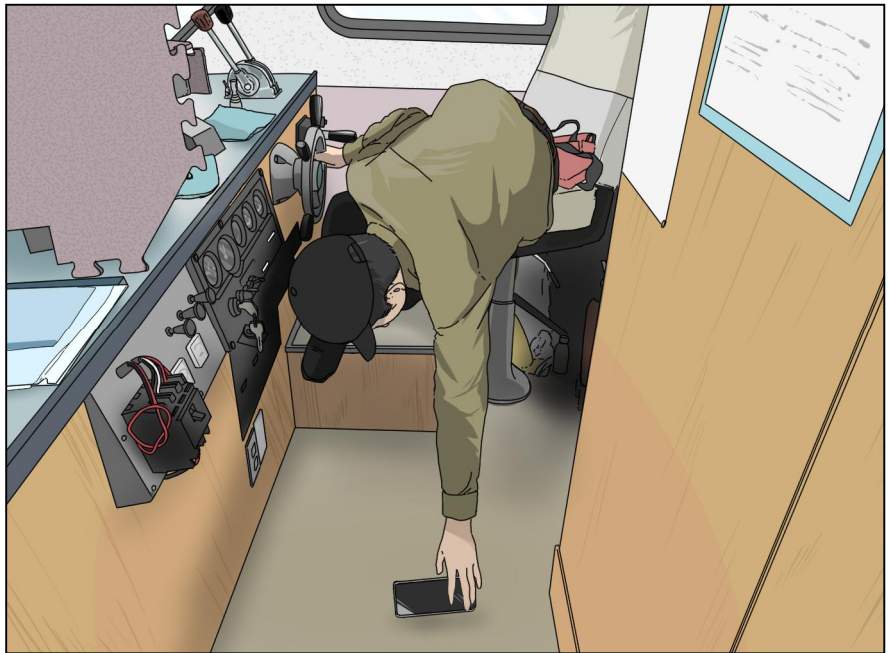


図1 船長が操縦ハンドルを右手で握ったまま携帯電話を
拾おうとしている様子（概略）

船長は、ようやく携帯電話を拾い上げて、前方を見たところ、目前に金輪島北西方沖のかき筏（以下「本件かき筏」という。）を認めたものの、どうすることもできず、本船は本件かき筏に乗り揚げた。（写真1、図2参照）



写真1 本船が本件かき筏に乗り揚げた状況（海上保安庁提供）

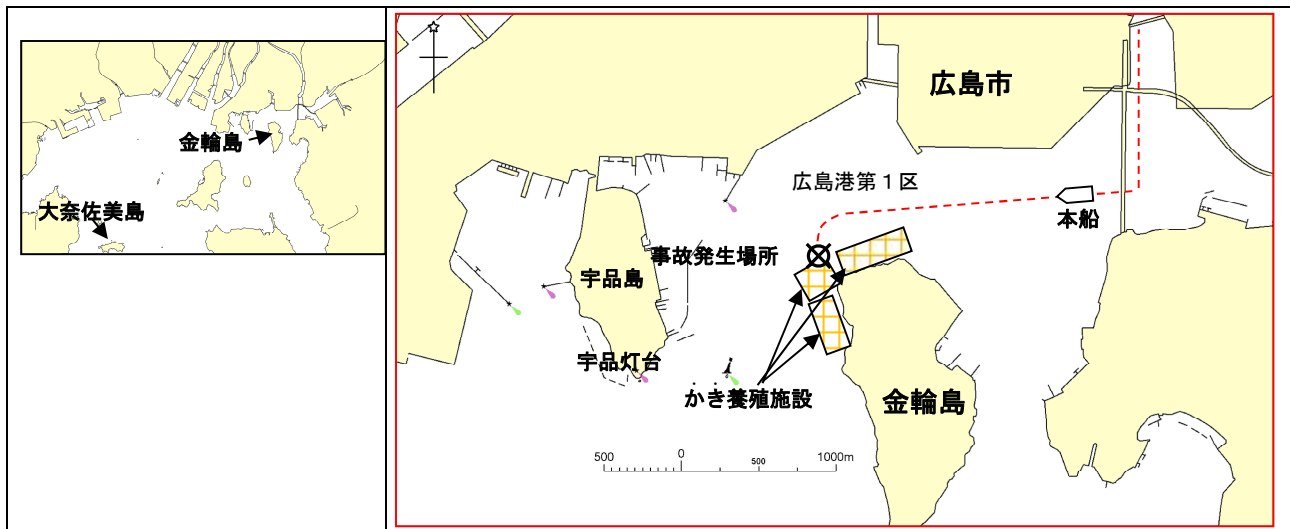


図2 事故発生経過概略図

船長は、海上保安庁に本事故発生の通報を行った。

本船は、後日、修理業者によってかき筏から引き下ろされた。

船長は、海上経験が約40年で、週に約2～3回本船を操船して事故発生場所付近を航行しており、ふだんは本件かき筏を左舷方に見て約100m離していた。

船長は、救命胴衣を着用していた。

分析

船長は、航行中、操縦ハンドルを右手で握ったまま、左手を伸ばして床に落下した携帯電話を拾おうとした際、意図せずに操縦ハンドルを左に切ってしまう、本船は、本件かき筏に向かう進路となり、本件かき筏に乗り揚げたものと考えられる。

船長は、携帯電話を床に落としたことから、同電話を拾うことに意識を集中し、一定時間見張りができない状態になっていたものと考えられる。

船長は、操船経験も豊富で、週に数回、事故発生場所付近を操船しており、金輪島周辺のかき筏の位置は認識していたものと考えられる。

原因

本事故は、本船が、手動操舵で西進中、船長が、床に落下した携帯電話を拾おうとして床面に視線を落とし、見張りを行っていなかったため、本件かき筏に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 小型船舶の船長は、手動操舵中に床に落下した物を拾うなどの動作を行う際は、あらかじめ付近に衝突のおそれがある通航船舶がないこと、浅瀬や障害物がないことを確認すること。